

エコクリーンプラザみやざき
運転管理等業務委託事業

優先交渉権者選定基準書

令和元年 1 1 月 1 日

宮崎市

1. 総則

本優先交渉権者選定基準書は、宮崎市（以下「本市」という。）が、エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集・選定するにあたって、公募に参加しようとする者を対象に配布する公募説明書と一体となるものである。

優先交渉権者選定基準書は、事業者を選定するにあたって、公募参加者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法や評価項目を示し、公募参加者が行う提案について、具体的な指針を与えるものである。

2. 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定方法は、本事業の特性を踏まえ、価格のほかに、施設の性能、機能、技術等の維持に係る提案及び事業の効率性への配慮等を総合的に評価する必要があることから、公募型プロポーザルにより実施する。

本事業は、計量棟、焼却施設、リサイクル施設、管理型最終処分場、水処理施設及び関連施設等を一体的かつ包括的に運転するため、専門的な技術やノウハウにより、適切な設備の維持管理及び長期間に渡る安心・安全・安定的な施設の運営を行うものである。そのため、本事業を実施する事業者の選定については、運転管理等業務に関する技術、事業遂行能力及び提案価格を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

3. 審査の仕組み

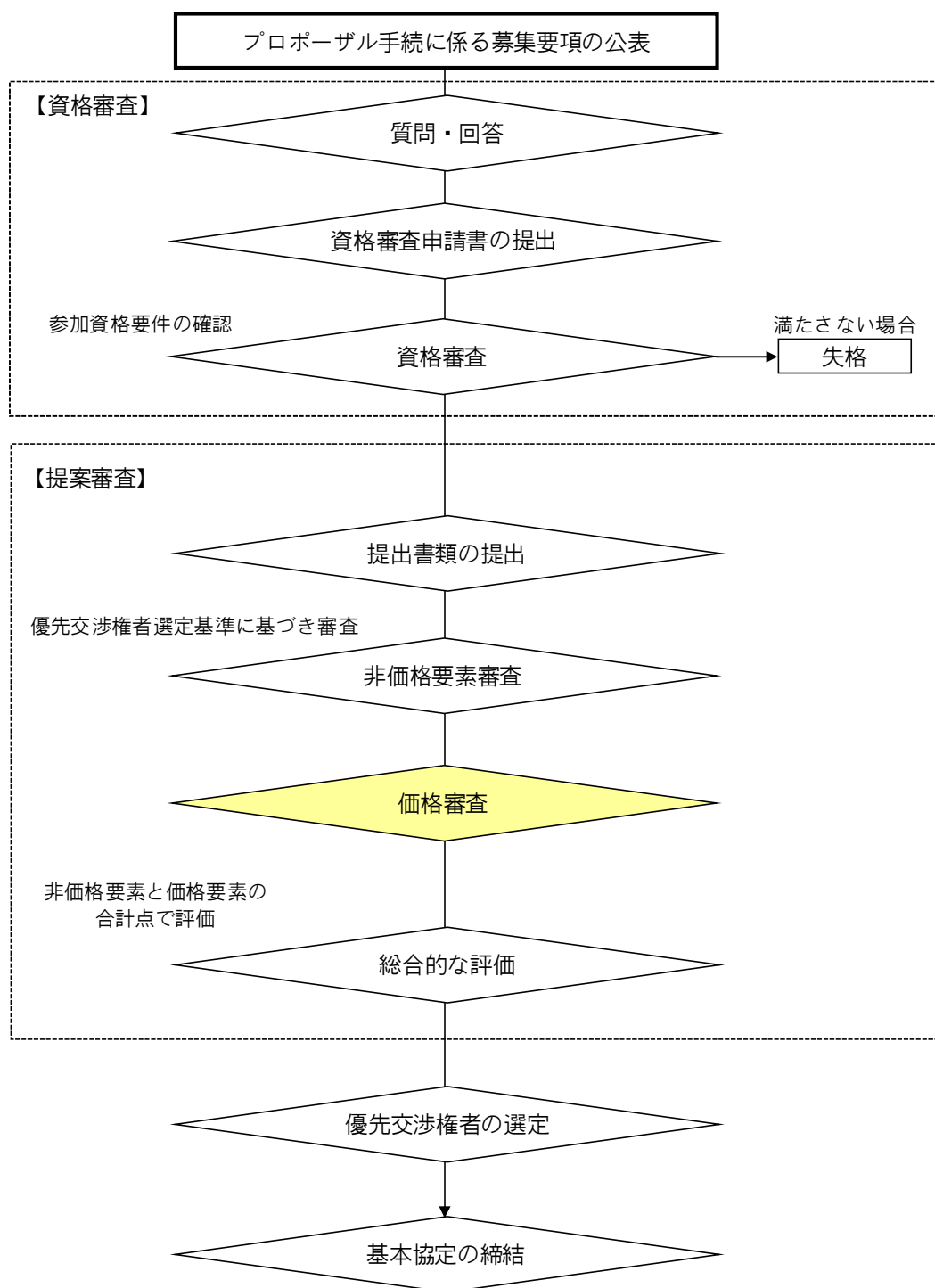
審査は、第1段階の「資格審査」、第2段階の「提案審査」で構成される。

資格審査では、応募者の参加資格要件の確認を行い、参加資格要件を満たすことが確認できた応募者だけが第2段階の提案審査を受けることができる。

第2段階の提案審査は、「基礎審査」、「非価格要素審査」及び「価格審査」で構成される。

非価格要素審査及び価格審査については、エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託事業者選定委員会において書類審査並びにプレゼンテーション審査から総合的に提案内容を評価・審査し、その結果を受けて、本市が優先交渉権者を決定する。

なお、募集要項の公表から優先交渉権者の選定に至るまでの流れは、次頁に示すとおりとする。



1) 資格審査

応募者から提出された資格審査申請書等から、公募説明書P. 10～P. 13の「4. 応募者の参加資格要件」を満たしていることを確認し、結果を応募者に対し通知する。確認は、公募説明書P. 13～P. 15の「5. 参加資格確認（資格審査）」に示す方法により行う。なお、参加資格要件を満たしていない場合は、失格とする。

2) 提案審査

(1) 非価格要素審査

非価格要素提案書の内容を、以下に示す観点から評価し点数化する。なお、審査にあたっては、提案事業者によるプレゼンテーションを実施する。

- ①事業方針及び資金計画に関する事項
- ②運転管理等体制に関する事項
- ③運転管理業務に関する事項
- ④維持管理業務に関する事項
- ⑤環境管理業務に関する事項
- ⑥資源化促進業務に関する事項
- ⑦情報管理業務に関する事項
- ⑧リスク管理に関する事項
- ⑨事業運営の工夫に関する事項
- ⑩自由提案

(2) 価格審査

価格提案書に記載された金額が提案上限額の範囲内であることの確認を行い、提案価格を点数化する。なお、提案上限額を上回った応募者は失格とする。

(3) 総合的な評価

「(1) 非価格要素審査点」に「(2) 価格審査点」を加えて総合評価点を算出し、優先交渉権者を選定する。

なお、非価格要素審査点の満点を 80 点、価格審査点の満点を 20 点とし、合計 100 点満点とする。

※ 基準点 (60 点) を上回る提案がない場合は、優先交渉権者を選定しない。

4. 非価格要素審査及び価格審査における点数化方法

1) 非価格要素審査における点数化方法

非価格要素審査点の配点は、80 点とする。以下に示す各評価項目の得点の合算を非価格要素審査点とする。評価項目及び配点、採点基準を以下に示す。

なお、非価格要素審査点の算出方法は、委員の点数を評価項目ごとに平均し、選定委員会の点数とする。

※ 点数は、小数点第 2 位以下を四捨五入して小数第 1 位まで求める。

(1) 評価項目と配点

評価項目及び配点は、別表のとおりとする。

(2) 非価格要素審査における採点基準

各評価項目において、次に示す5段階により評価、点数化する。

評価	評価内容	採点の算出方法
A	特に優れている	項目ごとの配点×1.00
B	AとCの間	項目ごとの配点×0.90
C	優れている	項目ごとの配点×0.80
D	CとEの間	項目ごとの配点×0.70
E	要求水準を満たす程度	項目ごとの配点×0.60

2) 価格審査の点数化方法

価格審査点の配点は、20点とする。

価格審査点については、以下の方法で得点を算定する。

なお、点数は、小数点第2位を四捨五入して小数第1位まで求める。

【価格審査点の算出式】

$$\text{価格審査点} = 20\text{点} \times \frac{\text{最低提案価格}}{\text{提案価格}}$$

(別表) 非価格要素審査評価項目

評価項目	配点	評価の視点	様式
事業方針及び資金計画に関する事項	10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業全般に対する基本方針について ○ 円滑な運営のための資金計画について 	9-1
運転管理等体制に関する事項	12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安定的な施設運営を行うための組織計画について ○ 人材確保や教育計画等の取り組みについて ○ 有資格者および実績を有する技術者の配置体制について ○ 労働者の安全衛生管理及び作業環境管理について ○ 緊急時における組織体制及び事業継続のための体制について ○ 防火管理、施設警備、防犯体制について ○ 見学者および住民対応の方針及び体制について ○ 地元雇用、現従業員の雇用、地域貢献について 	9-2
運転管理業務に関する事項	12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境基準や公害防止条件を遵守した適正処理を継続するための運転手法や管理体制について ○ ごみ質、搬入量の変動に対する受入・運転体制等の方策について ○ 本市の売電収入増加に向けた取り組みについて ○ 性状分析及びユーティリティーの使用量低減に向けた運転方法の工夫について ○ 用役品の管理並びに安定的な調達体制について ○ 事故等の防止策及び事故発生時の対応策について ○ 各施設間における連携・協力体制について ○ 運転計画、マニュアル等の作成および実効性の確保について ○ 運転管理記録を含めた本市への報告について ○ 本市が実施する工事・業務等への協力体制について 	9-3

維持管理業務に関する事項	12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の基本性能を維持するための業務方針について ○ 効率的な点検・検査・補修・機器更新に係る計画の策定について ○ 点検・検査等の結果確認及び結果を踏まえ、適切かつタイムリーな補修・機器更新を実施するための方策について ○ 点検・検査・補修・機器更新において遵守する仕様及び延命化の方策について ○ ごみ質や処理量の変化等を考慮した保全改良の提案について ○ 本市への連絡・相談・報告について 	9-4
環境管理業務に関する事項	4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境管理基準の策定方針について ○ 環境保全のためのモニタリング並びに各種測定数値の確認方法について ○ 異状値を確認した場合の対応策及び本市への協力体制について 	9-5
資源化促進業務に関する事項	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源化対象物の回収率向上や純度向上など、品質確保に向けた取り組みについて ○ 資源化の促進に向けた本市への協力体制について 	9-6
情報管理業務に関する事項	6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市への各種報告書の提出（頻度、時期、項目等）について ○ 設備・機器台帳・図面等や各業務で得たデータの活用方法について ○ 各種文書やデータの管理方法について 	9-7
リスク管理に関する事項	10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安定的な運営のための業務全般に係るリスクの抽出およびマネジメントの方策について 	9-8
事業運営の工夫に関する事項	6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期的・包括的な委託契約のメリットを活用した効率的な事業運営の工夫について 	9-9
自由提案	6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自由提案 	9-10
(合計)	80		